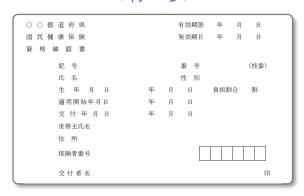
マイナ保険証をお持ちでなくても

資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

● 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>



- ※ 保険者によって様式・発行形態が 異なります
- ※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。 ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。
- ▼イナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、現行の健康保険証の 有効期限がきれる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。ご 自身での申請は不要です。
 - マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
 - 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
 - 後期高齢者医療制度の被保険者は、2025年7月末までの暫定的な運用として、現行の健康保険証が失効する方に資格確認書を無償で申請によらず交付します。そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくても、 **医療費が10割負担になることはありません。**





マイナンバーカード の保険証利用につい てもっと知りたい方 はこちら



